

## □■園概要□■

<正式名称> はぐはぐキッズこども園中延 <https://hughugkids.jp/>

<住 所> 〒142-0053 東京都品川区中延 3-13-16  
東急大井町線 中延駅 徒歩2分  
都営浅草線 中延駅 徒歩3分

<TEL&FAX> はぐはぐキッズこども園中延  
TEL・FAX 03-3783-8989・03-3783-8992  
\*お休みの連絡などは園に直接お願い致します。

<施設の目的> はぐはぐキッズ株式会社が設置するはぐはぐキッズこども園中延（以下「当園」という）は、保育所型認定こども園として児童福祉法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法という」）に基づき、子どもの保育・教育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供し、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

<職 員>

- ・施設長（1名）  
保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに一体的な管理運営を行う。
- ・主任保育士（2名）  
施設長を補佐するとともに、計画の立案や園児の保護者からの育児相談、地域子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。
- ・保育士（11名以上）非常勤保育士（1名以上）  
全体的な計画に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
- ・調理員（3名 うち栄養士3名）  
園児の発達・成長に必要な栄養素を取り入れた献立を作成するとともに、保護者への相談・指導を行う。献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
- ・看護師（1名）  
園児の心身の健康管理を日々行うとともに、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- ・嘱託医（1名）  
嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- ・嘱託歯科医（1名）  
嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- ・嘱託薬剤師（1名）  
衛生環境を安全な状態に保てるよう、専門家の立場から指導・助言を行う。

<開始年月日> 令和2年4月1日 ※認可保育所として開設は平成31年4月1日

<定員>

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号定員	—	—	—	3人	3人	3人	9人
2号定員	—	—	—	15人	15人	15人	45人
3号定員	9人	12人	14人	—	—	—	35人
合計	9人	12人	14人	18人	18人	18人	89人

<設置者> はぐはぐキッズ株式会社 代表取締役 小西 由美枝

<設置者の所在地> 〒143-0023 東京都大田区山王 3-30-11

<開園日・時間> 月曜日から土曜日（休園日を除く）  
基本開園時間 午前7時30分から午後6時30分  
延長保育 午後6時30分から午後7時30分

<休園日> 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日  
12月29日～31日、1月1日～3日

## □■入園までの流れ□■

Step 1	入園申込み・お問い合わせ 品川区保育課 窓口
Step 2	利用調整の連絡 品川区より通知があります。
Step 3	入園に係る書類の受取り 入園に係る書類一式をお渡し致しますので、園に取りにいらして下さい。
Step 4	入園に係る書類の記入・入園手続き 必要事項をご記入し書類一式をお持ちの上、面接日にお子様と一緒に園までお越し下さい。重要事項の説明・手続きを行います。
Step 5	健康診断の受診 個人で園の嘱託医のもとで入園前健診を受け下記の書類提出先に郵送下さるか、園に直接お持ち下さい。
Step 6	利用開始 保護者様と相談の上お子様の様子を見て実施致します。

### <入園時前健診について>

入園前に必ず健診を受けて頂く事になっておりますので、「和光医院」（提携病院）へご連絡の上受診をお願いします。入園時前健診票をご持参いただくか、下記まで郵送下さい。

\*嘱託医は、曜日によって診察時間が異なりますので、ご確認の上受診してください。

### <書類提出先・お問い合わせ先>

〒142-0053

東京都品川区中延 3-13-16

TEL:03-3783-8989 はぐはぐキッズこども園中延 宛

封筒に「健康診断票在中」とご記入下さい。

## □■本園で行っている保育事業□■

### <一般保育>

保育が必要な時間（勤務や介護などの時間プラス移動等の時間です。買い物や保護者の食事時間は含まれません）を区が認定する保育必要量の範囲内で下記の時間お預かり致します。

#### \*基本保育時間\*

- ・保育標準時間認定 午前7時30分から午後6時30分まで （11時間）
- ・保育短時間認定 午前9時00分から午後5時00分まで （8時間）

### <延長保育>

一般の保育の時間内では、登降園ができない方を対象に、延長保育を行っています。この場合には別途延長保育料がかかります。

## □■経営方針□■

安心・安全・愛情の3つのAを大切にした運営を目指します。

## □■保育方針□■

1. 一人ひとりの個性を大切にします。
2. 一人ひとりの発達段階に応じた働きかけをします。
3. 一人ひとりのコミュニケーション能力を伸ばします。

### <Hug クリエイティブ・カリキュラムについて>

はぐはぐキッズでは、グローバルに活躍する子どもの育成の一助として、多様なプログラムをご用意しています。

- 英語プログラム 日常の保育生活の中へ外国人またはバイリンガル講師が担任補助として、週2回1日4時間参加します。朝の会をはじめ、制作、体操、昼食や外遊びなどのカリキュラムを通じ、積極的に講師から子どもたちへ接していきます。個々の生活・学習ペースにて外国人講師との交流を図りながら「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の成長ならびにスキルアップを目指します。また、英語レッスンでは、各年齢に適したテーマのもと、指遊び、お遊戯、カード学習などを通じ、英語への興味・関心を高めていきます。
- アートプログラム 幼児期の柔軟かつ豊かな感性を大切にし、自由に伸び伸びとした創作活動を通じ、「創る楽しさ」を実感できるよう導きます。手は、脳の動きが直接目に見える部分です。発達段階に適した創作テーマのもと、「創作する」という行為の中から「自ら考える力」も同時に育みます。
- Oneday trip 近隣の公園をはじめ、区内の観光スポット、消防署、動物園などへ1日体験プログラムとして、足を運びます。ひとりひとりの興味・関心を大切にしながら、研修テーマと向き合い、心身の成長を伸ばします。
- 体操プログラム 体幹を鍛える運動を取り入れたカリキュラムの中で、成功体験を積み重ね、お子様の自信とやる気を引き出します。

## □■保険関係□■

事故のないように、万全を心がけておりますが、万が一の際を考慮し、1回の事故につき3億円、1名の事故につき3億円の施設賠償責任保険に加入しております。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付にも加入しております。

## □■保育料・延長保育料・その他の利用者負担□■

### <保育料>

保育料は、居住する自治体が定める保育料を当社へお支払い頂きます。

#### ・0～2歳長時間保育児

品川区が定める保育料をご負担頂きます。お子さんの年齢と保護者の区民税所得割額により決定します。4月～8月は前年度の税額で算出、9月以降は当該年度の税額で再計算します。

#### ・3～5歳長時間保育児

保育料 無償 ※延長保育料は無償となりません。  
給食費 無償

### ◇保育料等早見表

	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
保育料	区民税所得割額に応じた額	無償
給食費	保育料に含む	無償
延長保育料	園が定める額	
その他費用	都度お知らせの上、徴収させていただきます。	

- ・月の1日現在、在籍している場合には、月の途中で退園しても1ヶ月分の保育料がかかります。また延長料についても同様の取り扱いとなります。

### <その他の利用者負担金>

遠足などの行事の際の実費など、上記の保育料及び延長料金以外で集金が必要になる場合があります。お知らせの上、別途徴収させていただきますので、予めご了承下さい。

### <延長保育料>

#### ・【短時間認定の方】(午前7時30分～午後6時30分)のスポット延長料金

午前7時30分から午前9時00分まで/午後5時00分から午後6時30分まで 30分400円

※朝の延長時間と午後の延長時間は合計されませんので、ご注意下さい。

#### ・【標準時間認定の方】(午後6時30分～午後7時30分)の延長料金

スポット延長 30分400円

月ぎめ延長 30分/5,000円・1時間/10,000円

※スポット延長料は、当月分を合算し口座振替でお支払となります。

※月ぎめ延長料は、月ごとのご登録で口座振替のお支払となります。

#### ・連絡がない場合の延長料金

午前9時以前/午後5時00分以降(保育短時間認定) 15分500円

午後6時30分以降(保育標準時間認定) 15分500円

#### ・開園時間外の延長料金

午後7時30分以降の延長 15分500円

## □■お支払方法□■

### ◎入園時のお支払方法◎

保育料が決定次第、請求書を送付いたします。期日までに指定口座にお振込下さい。  
(お振込手数料は保護者様負担となりますので、ご了承下さい)

### ◎毎月のお支払い方法◎

- ・保護者の方のゆうちょ銀行口座より引落しをかけさせていただきますので、自動払込利用申込書をご記入頂き、郵便局へ直接ご提出下さい。設定が完了した保護者様より引落しをかけさせていただきます。  
(設定完了までにお時間がかかる場合があります)
- ・毎月15日に、当月の月極保育料と当月の月極延長料(該当者のみ)と前月のスポット延長料(該当者のみ)の引落しをかけます。

## □■在園中の手続きなど□■

在園中に下記のような状況になった場合は、届出または手続きが必要となります。書類提出などのご案内を致しますので、保育園までお知らせ下さい。

### <区外に転出するとき>

継続して通園したい場合には、一定の条件があり、かつ転出先の自治体で手続きが必要となります。

### <退園するとき>

退園を希望する月の前月20日までに、指定の退園届をご提出下さい。  
20日を過ぎてのお申し込みは次月退園となりますので、ご注意下さい。

### <保育を必要とする状況や理由が変わったとき>

認定区分の変更の手続きが必要となる場合があります。下記のような場合には、前月の20日までに、変更届をご提出下さい。

- ・求職活動事由で入園、または在園中に求職となった場合
- ・在園中に勤務先が変更となった場合
- ・在園中に勤務時間が変更となった場合
- ・就労内定で入園した場合
- ・妊娠・出産で入園・または在園中に妊娠した場合
- ・育児休業から職場復帰予定で入園、または在園中に育児休業から復帰する場合

### <家庭状況が変わったとき>

下記のような場合には、変更届の提出が必要となります。

- ・住所が変わった場合
- ・電話番号が変わった場合
- ・名が変わった場合

## □■保育の提供の終了について□■

在園中に下記のような場合には、保護者の意思にかかわらず、保育の提供を終了致します。

- お子様が無6歳に達したとき（ただし、無6歳に達した年度の3月31日までには保育を提供いたします）
- お子様の保護者が保育の必要性の認定事由に該当しなくなったとき
- その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- 品川区が登園の利用継続が不可能であると認めたとき

## □■個人情報の取り扱いについて□■

1.本園が扱う個人情報については、その重要性を認識し、適正な保護のために、個人情報に関する法令を遵守し、利用者の個人情報の保護をはかります。

2.個人情報の適切な収集・管理・利用・開示・提供について

（1）利用目的に従って適切に個人情報の収集・管理・利用・開示・提供を行います。

（2）個人情報の収集・管理・利用・開示は保護者の同意の基に行います。

（3）個人情報の紛失・漏洩・改ざん及び不正なアクセス等に対しては、必要な安全対策・予防措置を講じて適切に管理します。

（4）園内の通信への写真の掲載やHP等へのお子様の写真掲載に同意しない場合は申し出て頂きます。

3.個人情報保護、利用目的に関する問い合わせ

個人情報、利用目的についてのご意見やお問い合わせ等については、本園でお受け致します。

## □■虐待について□■

1.本園は、お子様の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

（1）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（2）職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

（3）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（4）その他虐待防止のために必要な措置

2.虐待等の行為とは、児童福祉法第33条の10各号に規定する行為をいいます。

3.本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われるお子様を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、品川区保育課・品川児童相談所等適切な機関に通告します。

## 施設案内図

### <建物構造>

鉄筋コンクリート一部鉄骨造

地上5階建て

1・2階部分

延床面積：579.2㎡

保育室6室：257㎡

屋外遊戯場：東中延公園



## 提携病院

小児科医院と歯科医院と提携して年2回の健康診断・歯科検診を行っています。

※入園時前健診もこちらで受診してください。

小児科医院：和光医院

住所：品川区小山4-8-1 TEL：03-3784-6131

東急目黒線 武蔵小山駅 徒歩1分

歯科医院：塩野目歯科医院

住所：品川区中延4-5-1 TEL：03-3783-4450

東急大井町線 中延駅 徒歩1分

提携薬剤師：一般社団法人 品川区薬剤師会 理事 五十嵐 高広

## 災害時の対応

非常災害に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応致します。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

建物に損壊がない限り園内に留まり園内待機となります。

<緊急避難場所> 延山小学校 (品川区西中延2-17-5)

<広域避難場所> 東京工業大学 (目黒区大岡山2-12-1)

<救急・消防> 荏原消防署 (品川区平塚2-16-20 TEL: 03-3786-0119)

<警察> 荏原警察署 (品川区荏原6-19-10 TEL: 03-3781-0110)



## □■ 苦情・相談受付先 □■

保育内容に関するご相談、苦情、ご意見などがありましたら、お気軽に下記までご相談下さい。

### < 苦情受付担当 >

- ・鈴木 あゆみ (はぐはぐキッズこども園中延 主任保育士)  
〒142-0053 品川区中延 3-13-16  
TEL : 03-3783-8989

### < 苦情解決責任者 >

- ・野口 麻美 (はぐはぐキッズこども園中延 施設長)  
TEL : 03-3783-8989

### < 第三者委員 >

- 高田 亜希 (社会福祉法人 空のいろ 理事長)  
〒141-0033 東京都品川区西品川 1-28-14  
TEL : 080-5422-3436

- 岩月 泰頼 (松田綜合法律事務所 弁護士)  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 10F  
TEL : 03-3272-0101